

令和 7 年11月27日

制限付一般競争入札参加業者 様

那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者

回 答 書

件 名 : 令和 7 年度 那覇・南風原クリーンセンターで使用する電力の
購入（自家発補給電力）

仕様書項目等	質問疑義内容	回 答 欄
	弊社が落札し電気を供給する場合。 検針結果、請求書等の書式および提 供方法について、これまで弊社契約 当時の通りで宜しいでしょうか。	料金内訳等の記載内容を確認する 必要があるため、書式・提出方法に つきましては協議の上決定いたし ます。
	仕様書 3. 仕様（8）その他と、契 約書第 8 条 4 に定める燃料費調整 の規定に相違があるように感じま す。落札者が弊社、新電力に関わら ず燃料費調整額の算定は、標準的な 電気供給条件（特別高圧）の通りで 宜しいでしょうか。	契約における燃料費調整額の算定 は、一般送配電事業者の「標準的な 電気供給条件（特別高圧）」の記載 のとおりとします。
	弊社は入札額算定にあたり、標準的 な電気供給条件（特別高圧）の料金 単価からの割引を検討しておりま す。つきまして弊社が落札した場 合、電気需給契約書に割引単価を明 記することは可能でしょうか。	契約単価に関する備考を契約書に 追記することにつきましては、当組 合との協議の上、当組合が認めた場 合のみ追記可能とします。ただし、 入札時に提出した基本料金・電力料 金内訳書と電力需給契約書に記載 する単価は同一の単価とします。

	標準的な電気供給条件（特別高圧）と異なる内容について例外措置を講ずることが難しい場合、別途協議することは可能でしょうか。 契約締結時に想定することができなかった、または想定を上回る外部要因（国の新制度や見直し等）により、企業努力の及ばないコスト上昇が発生した場合は、契約単価の変更について協議を行うことは可能でしょうか。 供給期間中に一般送配電事業者が定める標準的な電気供給条件の改定があった場合、改定後の条件で供給を継続することとなりますが、よろしいでしょうか。	電力需給契約書（案）第17条に基づき協議することが可能です。 原則、契約単価の変更は認められません。ただし、ご質問のとおり状況であると当組合が認めた場合は協議することが可能です。 一般送配電事業者が定める標準的な電気供給条件の改定があった場合でも契約単価の変更は認められません。その他改定事項につきましては、当組合との協議の上、決定することとなります。
--	---	---